

1 地方税法の改正に伴う個人住民税の寄附金税制について

(説明者：税務部長)

(1) 主な意見等

- 今回の地方税法改正の背景・目的は。
 - 市民の福祉の増進に寄与する民間公益活動及び寄附文化を一層促進する観点から、地方税法において、個人住民税における寄附金税制を拡充したもの
- 県の条例改正(案)の税控除対象寄附金、適用時期などと整合を取る必要はないのか。
 - 今回の地方税法改正で、各自治体で、条例により税控除対象を定めることから、対象や時期が団体ごとに異なる。
県は指定対象を団体からの申出を受け、告示するが、周知期間を要するため、平成22年度からの適用になる予定である。
- 寄附受領団体が税控除対象となる団体かどうか、寄附者が事前に、わかるようにすべきではないか。
 - 政党などへの寄附を除き、基本的に所得税における寄附金控除の対象となるものは、本市においても対象となることから、明確である。
- 指定方式について、事前に寄附受領団体からの申出方式を採用する県や横浜市、川崎市などと合わせたほうがよいのではないか。
 - 所得税のフィルターを通過した団体について、範囲を広く指定することから、申出方式は採用しない。
- 税控除対象などの情報は、市民に十分に周知する必要がある。

(2) 結 果

- 課題を整理した上で、決裁処理とする。